

訴 状

2006年7月31日

大阪地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 津 田 尚 廣

慰謝料等請求事件

訴訟物の価額 金1587万9300円

貼用印紙額 金6万8000円

証 拠 方 法

甲第1号証 「こちらカスタマーズセンターです」と題する書面
甲第2号証 名刺

添 付 書 類

1 甲号証写し	1通
1 訴訟委任状	1通

目 次

請求の趣旨

請求の原因

第1 事実経緯

第2 在日コリアンの歴史と差別の現状

1 在日コリアンの概観

- ① 呼称
- ② 国籍・人口
- ③ 世代交代
- ④ 定住
- ⑤ 本国と日本社会
- ⑥ 在日コリアンの定義

2 在日コリアンの歴史

- ① 朝鮮史観
- ② 近現代以前
- ③ 近現代

3 戦後在日朝鮮人政策の出立

- ① 在日朝鮮人の日本残留
- ② GHQ占領下における在日朝鮮人政策と民族差別
(1945年～1952年)
- ③ 戦後補償と新たな差別意識

4 在日コリアンの差別の現状

- ① 法的地位
- ② 帰化制度
- ③ 参政権
- ④ 援護法, 社会保障
- ⑤ 就職差別
- ⑥ 本名と同化

第3 被告発言の差別性

- 1 民族差別の形成史
- 2 日本人の朝鮮人観
- 3 被告発言の差別性について
- 4 まとめ

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金300万円及びこれに対する2005年2月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告は、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞及び産経新聞の各朝刊全国版の社会面広告欄に、別紙謝罪広告目録記載の広告文を同目録記載の条件で、各1回ずつ掲載せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項に限り仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1 事実経緯

- 1 原告は、積水ハウス株式会社関西特建カスタマーズセンター（以下カスタマーズセンターという 甲1）に勤める会社員である。

被告は、店舗付マンション（以下本件マンションという）の所有者である。

- 2 2005年2月3日、被告は、本件マンションの排水が詰まったため、カスタマーズセンターに電話をし、対処を依頼したところ、カスタマーズセンターの従業員である訴外森昭（以下森という）他2名が現場に出動し、高圧洗浄車を緊急手配したうえで、マンホール内の汚物（約10袋分）を除去し、排水管内を高圧洗浄した。

- 3 翌日、原告は、森から上記排水緊急復旧工事の報告を受け、森に写真付の工事報告書と緊急復旧の見積もり書を作成してもらい、その後の処理・対応は原告がするという事で業務を引継いだ。

また、排水が詰まった原因を調べるために、ファイバースコープ等を使用した詳細な調査を伴った再発防止のための排水施設改修工事計画書及び同工事の見積書も作成した。

そこで、原告は、被告に電話連絡をとり2月24日に被告宅を訪問することを決め、同日、森を同行させて、応急工事完了報告・改修提案の説明のため、被告宅を訪問した。

- 4 以下は、当日の原告、森及び被告のやりとりの内容である。

原告が被告宅の応接間で「はじめまして」と挨拶をし、原告が被告に名刺（甲2）を渡した。原告の名刺には、原告の名前が、漢字とハングルで記載されていた。

森が、被告に対して、緊急修理工事完了の報告をし、それが終了すると、被告は、原告に対して、

「おまえは何人（なにじん）や。（名刺に記載されたハングルを指して）これどういう意味や。どういうこっちゃ。」

「ようこんな名刺出すなあ。」

「おまえの戸籍の名前はどれや。国籍は。」

「これはスパイの意味やないか。朝鮮総連の回し者か。北朝鮮に金なんぼ程送ってんねん。おまえのような人間がいるから拉致の問題が起こるんや。拉致被害者の所へもこんな名刺を持っていけるのか。」

「こんな名刺を出すんか。」等と発言した。

森は、被告に対して、

「今回の修理の話とは関係ないでしょ。今そのお話いっしょにしないといけませんか。」と述べたが、被告は、

「積水ハウスという看板(社名)とこの(ハングルの)名前を一緒に載せるとは喧嘩を売っているのか。これは挑戦状やないか。ようこれで商売するな。」と述べた。

これに対して、原告は、被告に対して、

「決め付けて言わないで下さい。なぜ決めつけるのですか。僕がいつお金を北朝鮮に送りましたか。僕がいつ拉致をしましたか。」

「これ(ハングル文字)を入れることが具合悪いですか。この名前がなぜダメなんですか。これは私の名前です。」と答えた。

しかし、被告は、原告に対して、

「名刺が気に入らん。名前の一番上に書いてあるのが気に入らん。もっと小さくこの辺に小さく書け。戸籍にもこの字(ハングル)を書いているのか。名刺を受け取った者は名刺からいろいろ判断するんや。例えばこの名刺(森係長、2級建築士との記載がある)やったらこの人は、文科系やったら頑張って勉強して資格取って、理科系やったら高卒かなあと考えるわけや。」

「国籍とは、どこの国に忠誠を誓うかと言う意味や。もし北朝鮮と日本が戦争になったら、おまえは敵やないか。積水ハウスはそういう人を雇っているのは朝鮮総連に建物を建てて貰ったからやろう。何かメリットがなければ雇っている筈がない。」と発言した。

原告は、

「私の国籍は韓国です。日本の学校を出ました。」と発言すると、被告は、

「何や韓国籍か。韓国か、日本で生まれたんやな。俺みたいに正直に言う人はおらんやろ。これで、お互い解かり合えたんやないか。話してよかったやないか。私は、外国へも行っている。外国でいろんな差別を見た。現実の話をしているんや。外国では日本人も差別されている。積水も誰を雇おうが自由やけど、何でお客の前に出すねん。」と発言した。

大要、上記のようなやり取りが、約2時間も続けられたが、最後に、仕方なく原告は、「このハングルを取ればいいのですね。」と述べると、被告は「当たり前やろう。」と言った。原告は「日本名に変えるようにします。」と言ったところ、被告は「それ常識やないか。」と述べた。

第2 在日コリアンの歴史と差別の現状

1 在日コリアンの概観

① 呼称

在日コリアンとは、広義の意味では留学生、外交官、商社駐在員など日本に一時的に滞在する韓国人も含むが、狭義の意味では戦前（植民地時代）から引き続き在住する者とその子孫で、日本に生活基盤を置く者を対象とする。一般的に在日コリアンとは狭義の方を指す。

在日コリアンを「旧植民地出身者」または「オールドカマー」とも呼ぶ。「旧植民地出身者」は、朝鮮半島が日本の植民地であった時期（1910年～1945年）、当時の日本国政府の政策によって渡日を余儀なくされた特殊な歴史性を現す。この時期の在日コリアン（朝鮮半島在住者を含む）が日本国籍であったことから「旧日本国籍保持者」とも呼ぶ。

「オールドカマー」は1980年代以降、日本のバブル経済期の労働力不足を補う為に新たに渡日した外国人（韓国からも含む）と区別するため、従来から在日するコリアンを、古くから来た人々という意味で表現したものである。対して、新たに来た者を「ニューカマー」または「新渡日者」と呼ぶ。

戦前から引き続き在住するコリアンを他の韓国人や外国人と区別して表現するのは、歴史性や社会性が異なることにより、生活実態や意識に著しい違いが生まれるからである。したがって、在日外国人の法制度や自治体の施策を策定する場合、最近では在日コリアンと他の外国人を区別する傾向にある。とりわけ差別・人権を検証する場合この区別は重要な意味を持つ。

在日コリアンは、三つの国籍にまたがる存在であると言われている。韓国籍、朝鮮籍、日本国籍である。ただし、この内、朝鮮籍は国籍ではない。一般的には朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の国籍であるかのように誤解されているが、正確には地域名であり、朝鮮半島出身者との意を指す。これは在日コリアンの特殊な歴史性による。

在日コリアンの一般的な呼称は複数存在し、時代と共に変化してきた。戦前（植民地時代）から戦後（解放後）の一時期までは「朝鮮人」が統一呼称であった。日韓条約締結（1965年）前後からは「韓国人」という呼称が使われはじめた。以降韓国籍者の増加に伴って、「韓国人」が次第に多用されるようになり、1970年代からは「朝鮮・韓国人」さらに1980年代には「韓国・朝鮮人」へと変化し、1990年代からは「コリアン」という呼称が生まれ、今日ではマスメディアでもこの呼称が多用されるようになった。

この呼称の変化の背景には、在日コリアンの国籍と日本社会との関係の変化が作用している。戦後一斉に外国人となった在日コリアンは、外国人登録上の「国籍等欄」に全員が「朝鮮」と表記された。前述したように「朝鮮」は地域

名であり「国籍等欄」の「等」はこの地域を指す。したがって外国人になったものの国籍は特定されていなかったのである。外国人登録上の国籍等欄に国籍が特定されたのは、日韓条約によって日本が韓国と国交を樹立したことによる。大韓民国の国籍として「韓国」が表記されることになったのである。北朝鮮との国交は今日に至るもなお樹立されていないため、北朝鮮の国籍も認められていない。以降韓国籍への切り替えが増加するに伴って呼称も変化した。

一方、1970年代以降、在日コリアンに対する民族差別撤廃運動が台頭し始めると、在日コリアンが日本に生活基盤を置いた定住者（永住者）であることを認識するようになったことから、「在日」を語頭に置くようになった。さらに1990年代頃からは、在日コリアンがその国籍如何を問わず、日本社会の住民であるとの理解が広がったことと、日本国籍者が増加することによって、「韓国」「朝鮮」ではもはや全体を包括できなくなったことから、「在日コリアン」という呼称が一般的になりつつある。また往々にして単に「在日」と呼ぶことも少なくない。

他方、在日コリアン当事者自身が、自らの存在を表現する場合、上記とは別のベクトルが存在する。「朝鮮人」「韓国人」「コリアン」という、この三つの呼称の指す対象は全く同一である。しかし、当事者が受ける感覚には著しい違いが存在する。特に「朝鮮人」は、差別される時に最も多用された言葉であり、当事者の感覚ではむしろ「チョーセンジン」に近い。言葉はその使われ方、前後関係によって異なる意味合いを持つ。被差別体験を持つ在日コリアンにとっての「朝鮮人（チョーセンジン）」の語音は、幼い頃「チョーセンジン」とはやし立てられ、石を投げつけられた記憶が瞬時に蘇るため、感覚的に拒否反応を起こす者も少なくない。そのため、韓国籍でないにもかかわらず、あえて「韓国人」と呼ぶことを要求する者もいる。

このような現象は、「ニューカマー」の韓国人には理解できないことであり、呼び方一つをとっても、歴史性、社会性（被差別体験等）の違いが大きく作用している。

② 国籍・人口

1910年「韓国併合」によって、「大韓帝国」は消滅し、朝鮮半島は日本の領土となり、領土内の朝鮮人は日本国籍者となった。1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し無条件降伏した。ポツダム宣言の受諾により、日本は朝鮮の領土を放棄し、朝鮮人は日本国籍から離脱した。しかし、日本国内に在住していた朝鮮人はなおも引き続き日本国籍を保持しているとされながら、一方で外国人登録を課せられた。これは、当時のGHQ（連合軍総司令部）が東西冷戦構造の中で、左翼的傾向の強かった朝鮮人の活動を封じ込めることを目的に管理の強化をねらったものである。この状態は講和条約が発行する前日の1952年4月27日まで続き、翌28日付けの法務省民事局長通達によ

って朝鮮人は一斉に日本国籍を剥奪され「外国人」になった。これを「外国人化政策」と呼ぶ。これ以降「日本国籍を有しない」ことを理由（口実）に朝鮮人のあらゆる権利が剥奪されることとなった。つまり、日本国籍を有しないから差別されるのではなく、差別をするために日本国籍を剥奪したのである。

日本国籍を保持していた1947年、外国人登録令が施行され、日本国籍を保持していた朝鮮人に適用される。これによって朝鮮人は一律に外国人登録の「国籍等欄」に「朝鮮」と表記される。1965年日韓条約が締結され、在日韓国人の法的地位協定が成立する。外国人登録上の「朝鮮」を「韓国」に切り替えることを条件に「協定永住資格」が付与されることになった。以降、韓国籍への移行が増加したが、一方朝鮮籍者と韓国籍者との間に法的地位上の格差が生じたことから、在日コリアン社会内部の分裂と対立が深刻化した。在日コリアンは、その大半が朝鮮半島南部（韓国側）の出身であり、植民地政策によって渡日した歴史も同じであるにもかかわらず、その待遇において格差を生じさせたことは整合性を欠き、問題を残した。

さらに、在日コリアンの大半の出身地である韓国への入国については、韓国籍の取得が条件とされたため、墓参り等の目的で韓国籍に変更する者が増えた。

法務省の統計では韓国籍、朝鮮籍を区別していないため各々の人口を把握することはできないが、韓国籍が朝鮮籍を大きく上回っていると推測される。合計数は607,419人（2004年）である。

在日コリアンの日本国籍化は、「帰化」と日本人との婚姻による出生の二通りが存在する。帰化は在日コリアンが日本国籍を剥奪された1952年から始まり、累計で275,023人（1952年～2003年）となっている。日本人との婚姻による出生に基づく日本国籍の取得は、1985年の国籍法改正による。父母の一方が血統主義によって国籍を認める国の外国人、一方が日本人である場合、その間に生まれた子は父母双方の国籍を持つ2重国籍となるが、日本では日本国籍者として扱われ、22才までに国籍選択をすることを求められる。日本国籍を有しないことを理由とした差別が未だ存在する以上、あえて日本国籍を放棄する者は少ないと考えられることから、日本人との間に生まれた者の大半は日本国籍者になると考えられる。

一部には、在日コリアンが日本国籍になれば差別はなくなると主張する者もいる。しかし国籍の違いが民族差別の原因ではなく、むしろ差別を正当化するために日本国籍を剥奪したのである。したがって、国籍の違いは差別の口実にすぎない以上、在日コリアンが日本国籍を取得したことが民族差別の解消を意味することにはならない。帰化しても差別に苦しんだあげく自殺した青年の例もある。

また日本人との間に生まれた者を最近では、「混血」ではなく「ダブル（二つの文化を保持するという積極的な意味）」と呼ぶ。ダブルの者もまた血統や国籍如何によらず「チョーセンジン」の血をひく者として民族差別の対象にな

る。歌手、都はるみの例は有名である。

③ 世代交代

在日コリアンの大多数は日本で生まれた世代である。これを一般的に「在日世代」と呼ぶ。朝鮮半島で出生した後、日本に来た者を1世と呼び、代を重ねるごとに2世、3世、4世と呼ぶ。今日では1世が少数となり、今や5世も珍しくない。世代を重ねるほどに、祖国との関係は薄れ、言葉その他の文化、風習も日本に同化されつつある。しかし、たとえ5世の子どもであって、文化的に同化されていても、民族の出自を隠す傾向に大きな変化はない。文化的には日本人に同化しても、差別の次元では、「チョーセンジン」としての重荷を負っているのである。

④ 定住

太平洋戦争終結直前に230万人いた在日コリアンは、戦後（解放後）1～2年の間にその大半が帰国し、残留した約60万人の多くもいずれかは帰国する予定であった。ところが戦後の混乱、特に南朝鮮（韓国）におけるコレラの流行、極度のインフレ、反政府武装闘争（内乱）によって帰国の足は鈍くなり、ついには朝鮮戦争によって完全に止まった。しかし、より本質的な問題は生活基盤の移動である。残留した60万人の多くは、比較的早い時期に渡日し家族を呼び寄せて日本に生活基盤を築いた者が大半で、帰国するためには多大な時間と労力を必要とした。結果的にこれらの者たちがその後も残留することとなった。

定住することは、その地で老後を送り、人生を全うすることを意味する。また子どもはその地で成長し生活の糧を得ることになる。となれば、人生設計は大きく変更せざるを得なくなる。戦前の在日コリアンの多くは、可能な限り短期間にお金を稼いで故郷に帰ることを目的としていた。「出稼ぎ」的要素が強かったのである。従って、その生き方は「太く短く」に成らざるを得なかった。しかし、日本に定住するとなると、細くとも長く、そしてより安定した生活を望むようになる。

特に、1965年の日韓法的地位協定による協定永住資格が生じて以降、在日コリアンの中に「永住」がより一層意識されるようになった。この時期、日本生まれの世代が全体の過半数を占め、進学、就職、結婚を迎えるようになったことから、それを阻む差別に強い矛盾を感じ始めた。とりわけ、これら世代の高学歴化がすすみ、高校進学率が日本人に接近するまでになったことから、なおも就職できない現実に深く悩む傾向が生まれた。さらに同じ時期アメリカの公民権運動（黒人による差別撤廃運動）や日本国内の部落解放運動に触発され、生活上の民族差別撤廃運動が1970年代から開始された。日立製作所による就職差別反対運動（1970年）は、その象徴である。

つまり定住化傾向が在日世代に差別の矛盾を強烈に意識させ、民族差別撤廃運動を生み出したのである。現在のニューカマーと呼ばれている外国人もいずれは同じ道をたどるものと思われる。

⑤ 本国と日本社会

外国人としての在日コリアンの総人口は607,419人(2004年)である。「朝鮮籍」は前述したように北朝鮮の国民ではない。事実北朝鮮にはこれらの者達は国民としての登録は存在しない。従って税金や徴兵の義務もなければ、その対価としての国民としての諸権利も存在しない。通常自国政府が発行するパスポートも発給されない。ちなみに「朝鮮籍」者が日本から海外に出国する際は、パスポートの代わりに「再入国許可」が日本国政府から発給される。その意味では限りなく日本国籍に近い「無国籍」者と言える。

他方韓国籍者は国際法、並びに日本、韓国の国内法上も韓国の国民である。しかし、その実態を機能分解すると、これもまた限りなく日本国籍者に近い外国人といえる。「朝鮮籍」者同様、韓国の税金、徴兵等の義務は適用されない。一方韓国国内の国民としての諸権利も享受できない。パスポートは日本国内の韓国領事館がこれを発行する。さらに韓国には「在外国民法」が存在し、他の外国人とは若干異なった取り扱いが行われるが、これは韓国籍を喪失した海外同胞にも等しく適用されることから、国民としてではなく「同民族」を根拠にしているものであり、韓国籍を保持していることに特別な意味は存在しない。

他方、上記以外は全て日本の法律が適用される。ただし、義務については全て適用されるが、権利の面では未だ著しい格差が存在する。これが法・制度上の民族差別である。

⑥ 在日コリアンの定義

以上の観点から在日コリアンとは「日本の植民地支配の結果として日本に定住(永住)する朝鮮半島出身者で、韓国、朝鮮^[津田尚廣1]、日本の三つの国籍にまたがり、日本社会の中で民族差別を受けている者たち」である。

2 在日コリアンの歴史

① 朝鮮史観

日本と朝鮮半島の交流の歴史は古く長い。一般的に文明・文化は中国大陸から朝鮮半島を通じて日本にもたらされたとされてきた。しかし正しくは、中国大陸から日本への直接ルート、中国大陸から朝鮮半島を通じるルート、さらに中国から一旦朝鮮半島にわたり、その地で独自の発展を遂げた結果、朝鮮の文化・文明として日本にわたるケースがある。戦前の日本の歴史学では朝鮮文化の独自性が否定されていたため、朝鮮は中国文明・文化の通過点にすぎず、独自のものは存在しないものとされていた。このような歴史学は朝鮮半島の日本

植民地化に正当性を与える根拠となった。すなわち、朝鮮半島は中国の一部として存在し、中国との関係抜きに歴史を見ることはできない。従って朝鮮民族には独自の国家を形成する能力がない。このような考えを「他律性史観」と呼ぶ。一方日本と朝鮮の歴史は古く、先祖も同一であるとする考えを「日鮮同祖論」と呼ぶ。このことに、朝鮮の歴史は停滞しており、そのため中国やロシアに翻弄され続けているという見方が加わり、だから先祖を同じくし、発展した日本が朝鮮を救うために合併する。つまり朝鮮民衆の幸福の為に「韓国併合」を行ったという理屈となった。このことは単に植民地化を合理化したのみならず、戦後に至っても朝鮮民族及び在日コリアンに対する差別と偏見の思想的背景を形成し続けた。

重要なことは、日本と朝鮮の関係が緊密で永い歴史を有している一方、それぞれ独自の文明・文化を保持していた点を認識することである。

② 近現代以前

近現代以前の日本と朝鮮は豊臣秀吉の2度に亘る朝鮮侵略(1592年～1598年)と36年間に亘る韓国併合(1910年～1945年)を除いては圧倒的に友好的な歴史が続いた。両者の関係は一般的な意味での友好にとどまらず、双方共に最も深い関係を有していた。桓武天皇の母親である高野新笠は京都の太秦を中心に栄えた渡来系の秦氏の出身で、今日流に表現すれば在日3世にあたる。ちなみに京・畿内の古代氏族の系譜集成である「新撰姓氏録」(815年)に記載された1182氏のうち少なくとも3分の1は渡来系で占められている。これは自己申告制に基づいて作成されており、実数はこれを上回るとされている。これは当時の渡来人達が高度の技術と文化をもたらしたことによるが、他方出自を問わず人材を登用する風潮が背景に存在したことも大きな要因であると考えられる。

徳川幕府を開いた家康は政権樹立後直ちに朝鮮との国交回復に心血を注いだ。秀吉の2度に亘る朝鮮侵略によって断絶状態になった両国の関係修復のため朝鮮通信使制度を確立した。これは双方の政権トップが交代した時、互いに友好使節を送るもので、鎖国状態にあっても朝鮮との関係は例外扱いとされた。朝鮮からの使節が江戸まで入るのに対して、日本からの使節は釜山で留め置かれた。これは秀吉の侵略による朝鮮側の警戒心の現れによるものだが、その条件を受容してまで朝鮮との関係を維持しようとした。この歴史を見る時、少なくとも近現代以前は日本人の朝鮮に対する見方に今日に見られるような偏見は認められない。幕末に至って国学が台頭し朝鮮に対する見下した考えや、吉田松陰に見られる侵略的な思想が現れるが、これらはごく一部の人間に限定されており、民衆一般には及んでいない。

日本社会全般に偏見や差別の考えが広まるのは、明らかに明治以降の近代に入ってからである。

③ 近現代

1876年 江華条約

当時鎖国状態にあった朝鮮に対して、日本が軍事的圧力によって開港を認めさせて調印した不平等条約である。アメリカが黒船による軍事的圧力で条約を結ばせた手法をそのまま用いた。日米通商条約よりも更に不平等な内容である。日本はこれによって植民地化の足場を築いた。

1910年 韓国併合

1905年、日本は韓国統監府を設置し韓国を保護国として、外交権を獲得した。初代統監は伊藤博文である。この年、軍事的圧力によって併合条約を調印し韓国を完全な植民地とした。

同 年 「土地調査事業」開始（～1918年）

植民地経営の基盤造りとして「土地調査事業」を開始した。朝鮮の植民地経営を担った朝鮮総督府はその原資を朝鮮において賄うことを基本方針とした。

原資の対象は土地からの租税に求められた。しかし当時の朝鮮は土地の近代的所有制度、つまり登記制度が確立していなかったため中央集権的に租税を課する事は困難な状況にあった。そのため朝鮮全土で土地の測量を行い、所有権を確定させ租税負担者を明確にする事業に着手した。しかし、この調査事業の過程で莫大な土地が朝鮮総督府の所有となった。もともと、土地所有の形態が近代的所有権とは異なるところに、所有権の確定は本人の自己申告に基づいて調査されることになったが、大半の農民は制度の意味又は制度そのものを知らされない場合が少なくなかった。また申告の期限を過ぎれば所有権を喪失するにもかかわらず、制度の告知を日本語の立て看板によったところも多く、結果所有者の知らない間に土地が没収されるケースもあった。さらには土地の所有権を申告すると莫大な税金が課せられるとの噂が流布されたため、敢えて申告しないか、又は過少申告する者も多数存在した。

このようにして朝鮮総督府に没収された膨大な土地は日本人や東洋拓殖株式会社に払い下げられた。そのため事業が終了する3年前の1915年には早くも日本人地主が6769人登場し、その耕地は20万5538町歩に上った。また租税の負担に耐えられない農民が増加し、極端な高利による貸し付けの担保として土地を手放す者も多く、結果少数の地主への土地の集積が進んだ。事業が終了した1918年には全農家戸数中3%の地主が全耕

地の半分以上を所有するに至った。

このことは日本で農地を所有できない農家の次男、3男等が朝鮮で土地を得ることを目的に朝鮮へ移動することを促進した。また一方土地を失った朝鮮農民は永年住み慣れた土地からはじきだされ大量の失業者集団が生み出された。しかし一方「朝鮮会社令」によって産業の育成が阻害されていたため、朝鮮で職を得ることは困難であったことから、職を得るため朝鮮を離れ旧満州や日本に移動する者が現れ始めた。

土地調査事業は土地と租税だけでなく、安価な労働力を大量に獲得するという3重の効果を日本にもたらした。これが在日コリアンを出現させた最初で最大の要因である。

同 年 朝鮮会社令公布

朝鮮総督府は朝鮮における会社の設立を全て総督の許可制とした。これは朝鮮人が資本を所有することによって、その資金が独立運動に供与されることを未然に防止すること、更に朝鮮における産業は日本資本又は日本人によって育成すべきとの方針に基づくものであった。その結果、会社設立のための事実上の申請条件は日本人であることとなり、朝鮮における産業の育成は著しく抑制された。そのため土地調査事業によって大量に生み出された失業農民は、朝鮮で職を得ることが困難となり、朝鮮北部の者は主に旧満州、ソ連へ移動し、南部の者は日本へ渡った。後の国家総動員法に基づく強制連行（1939年）に対して、この最初の日本への移動を「間接的強制連行」と呼ぶ。

1919年 3・1独立運動

朝鮮李王朝最後の王である高宗（コ・ジョン）の死因が日本の特務機関による毒殺であるとの噂が広がりつつあるさなか、1919年3月1日ソウルで葬儀が行われた。全土から多数の参列者が集まる中、知識人、宗教者等が共同で「独立宣言文」を作成し、当日発表した。これを聞いた多数の民衆が自然発生的に「独立万歳」を叫びながらデモ行進を始めたところ、たちまち全土に波及した。これに対し総督府は徹底的な弾圧で臨み、5月末までに死者7,509人、負傷者15,961人、検挙者46,948人に及んだ。運動はなおも1年間に亘って続けられ、朝鮮駐留の日本軍では制圧できず、日本から大量の軍隊が派遣される事態となった。

この運動は双方のその後の動きに大きな影響を与えた。朝鮮人側は、この運動が、自然発生的かつ非暴力であったことが敗北の要因と捉えた。このため、その後の独立運動は組織的に武装され

た運動（パルチザン闘争）が、主流となった。また、3. 1 独立運動の発火点となった宣言文発表者たちが、当時の朝鮮における著名な宗教人、知識人、有力者等であったこと、彼らが宣言発表後、総督府に自首し寛大な処分を自ら申し出たこと、さらにはその中から少なくない転向者が生じ、これら上層階級に失望したことから社会主義思想に基づく独立運動が朝鮮民衆の支持を拡大することとなった。

また、3. 1 独立運動は植民地支配の手法を変更させた。それまでの「武断統治」と呼ばれた、専ら暴力に基づく方法を修正し、「文化政治」と呼ばれる手法に変化した。

他方、日本人民衆の朝鮮人観にも重要な影響を与えた。これは、4年後の関東大震災時における朝鮮人虐殺の一要因ともなった。

1920年 産米増殖計画

1918年、シベリア出兵と凶作による米不足が深刻化した。日本各地で米騒動が発生し、当時の政権を揺るがす事態となった。その対策として日本国政府は急遽、朝鮮半島から米を緊急移入すると共に、朝鮮における米の増産方針を決定した。これを「朝鮮産米増殖計画」と呼ぶ。計画の実施期間中に270万石が増産されたが、日本への移出は600万石に達した（「朝鮮米穀統計年鑑」1936年版）。つまり朝鮮農民が増産した米の二倍以上が日本に持ち去られ、朝鮮内の米消費量は1人あたり二斗二升減少したのである。

このため、朝鮮では深刻な食料不足となったほか、本来他の作物に適した土地まで作付け替えを強制したため、農村経済が極度に疲弊し、職を求めて日本へ渡る農民が増加した。あまりの食糧不足のため、逆に日本や旧満州から粟や稗を朝鮮に送るほどであった。まさに典型的な飢餓輸出である。このため、1930年代には、朝鮮農民の半分以上、小作農の60%以上が「春窮農家」といわれ、春の2・3月は食料がなくなり、草根・木皮で露命をつないでいた。

このような事態を正当化するため、日本国内では「日本人は、米を食べなくては生きて行けない民族です。しかし、朝鮮人や満州人は稗や粟など、粗野、粗食に耐えうる民族です」と国民に教えることによって、偏見を植え付けることに貢献する結果となった。

1923年 関東大震災朝鮮人大量虐殺（民族差別意識の完成）

この年9月1日午前11時58分、関東地方一帯をマグニチュード7.9の激震が襲った。昼食の準備時間であったことと、大

半が木造家屋であったことから、一挙に大火災となり、多くの被災者を生み出すこととなった。この当時、日本は世界大恐慌の影響を受け、失業者が増大するなど政治、経済が極めて不安定な状況にあった。また、社会主義、無政府主義運動が台頭し始めたことと相まって、政府は震災による民衆の心情不安に乗じた反政府暴動の勃発を警戒した。

そのさなかに、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」「爆弾を持って品川方面を逃走中」「各地で婦女子を暴行」等のデマが大量に流布された。これに呼応した各地の在郷軍人会や一般民衆が、刀や竹槍で武装して「自警団」を組織し、7000人もの朝鮮人を虐殺した。後の研究によって、軍や警察がデマを意図的に流したことが明らかにされている。

この事件は、差別意識がジェノサイド（大量殺戮）に転化した典型例として、また日本人の朝鮮人に対する偏見が肉体化した初めての事例として重要な意味を持つ。この事件における日本人一般の意識は、行動とは裏腹に恐怖に基づく被害者意識に支配されていた。従来の日本人の多くは「韓国併合」が朝鮮人の希望に日本が応えた結果であると考えていた。しかし、3.1独立運動によって、朝鮮人が植民地化に深い怒りを覚えていることを自覚した。このことよって大半の日本人は、朝鮮人の反植民地運動に警戒心を抱くようになった。また、朝鮮人は表面的に「韓国併合」を受け容れているように見せながら、内心では反日感情を秘めていることから、油断、信用のできない民族であるとの偏見を持つに至った。日本に限らず、植民地を持つ帝国主義国の国民は常に独立・抵抗運動に対する恐怖を抱き続けざるを得ない宿命にあることの一例である。

また、このころの在日朝鮮人は約8万人で、その大半が極度の貧困生活を送り、その住環境は劣悪かつ不衛生であったことから、周辺の日本人に嫌悪感を抱かせた。

これら複数の要因が日本人をして朝鮮人に「貧困、不潔、恐怖、不信」の感情を形成させ、震災による混乱、人心不安が引き金となって、デマがいとも容易に信用される結果を生じさせた。江戸時代まで永きに渡った、日本人の朝鮮人に対する敬意と友好の観念は、明治以来わずか半世紀で、このような惨状を生み出すまでに激変したのである。

この虐殺事件は今日に至るもなお政府による正式な調査及び謝罪・補償は一切行われていない。

1937年 皇国臣民の誓詞制定

1931年、日中戦争の勃発によって、朝鮮半島の大陸兵站基地としての役割がますます増大したことから、従来の朝鮮人に対する同化（日本人化）政策をより一層強化し、朝鮮人を戦争に動員するため、皇国臣民化政策が開始された。

1937年 強制連行開始

戦争の激化に伴い、日本国内の労働力不足を補うため、それまでの「募集」形式では間に合わなくなり、暴力を伴った強制的な日本への連行を開始した。（1937年4月から1945年3月末まで、累計587,526人）

なお、2005年、韓国政府の要請により、日本外務省が強制連行労働者を採用した企業を対象に調査活動を開始した。

1940年 創氏改名の実施

同化、皇国臣民化政策をさらに強化するため、朝鮮人の氏名を日本式に変更させた。今日に至る在日コリアンの日本名使用の歴史はここから始まった。

1944年 朝鮮徴兵制実施

戦局悪化のため、それまでの志願兵制から徴兵制を断行した。軍要員を含めて38万人が動員された。

1945年 日本敗戦・朝鮮解放

日本がポツダム宣言を受諾することにより、領土としての朝鮮を放棄した。朝鮮は植民地から解放された。

3 戦後在日朝鮮人政策の出立

① 在日朝鮮人の日本残留

210万人（1945年5月推計）いた在日朝鮮人は、1945年8月15日植民地から解放されると同時に一齐に帰国を開始した。しかし、帰国に際して持ち帰る財産が制限されたこと、大半の在日朝鮮人の出身地である南朝鮮でコレラが流行したこと、同じく南朝鮮経済が極度のインフレ状態にあったこと、また武装された反軍政闘争が朝鮮の各地で起きるなど政情が極めて不安定であったこと等の理由で、しばらく帰国を見合わせる人が増えた。またその後朝鮮戦争（1950年～1952年）の勃発が帰国の足を完全に止めることとなり、約60万人もの朝鮮人が日本に残留することとなった。

いくつかの要因によって在日朝鮮人は戦後残留することとなったが、その本質は朝鮮から日本への生活基盤の移動にあった。強制連行で在日を余儀なくされた者は、解放後いち早く家族の待つ朝鮮に帰った。しかし早くから日本に渡り、家族も呼び寄せ、一定の生活基盤を日本に築き、もはや朝鮮には何らの生活基盤も存在しない者たちは帰国するために少なくない準備を必要とした。とりわけ財産の持ち帰り制限、南朝鮮の政治経済の不安定は、帰国の足をとめる

に十分な要因であった。また、朝鮮戦争によって全土が焦土化し、その結果軍事境界線が事実上の国境となったため、統一されてからの帰国を考える者が増えた。しかし、統一はならず、時間が経過する中で日本生まれの2世、3世等の在日世代が成長し、その大半が日本語しか解せない状況の中で、1世が強く希望した帰国は、ますます困難となった。

植民地政策という在日朝鮮人を生み出した根本原因が解消されたとしても、日々を生きる人間の生活を元に戻すことは、きわめて困難である。これら在日朝鮮人の内、希望する者たちの帰国を実現させるには、植民地政策の結果に対する補償、すなわち長年にわたる在日生活によって形成された、帰国を阻む諸々の要因が解消されなければならない。その責務は、言うまでもなく根本原因を創出した日本国政府が負わなければならない。しかし、その責務が果たされることはなかった。

② GHQ占領下における在日朝鮮人政策と民族差別（1945年～1952年）

日本の敗戦により朝鮮半島に在住する朝鮮人は、日本国籍から離脱した。しかし、在日朝鮮人はGHQ（連合軍総司令部）の指令により、引き続き日本国籍を保持しつつも、一方で外国人としての扱いを受けるという、2重状態に置かれた。これは、GHQが対日戦開始とともに着手した戦後日本の占領政策研究の中に、在日朝鮮人の視点が欠如していたため、方針が確立していなかったことによる。そのため圧倒的権力を背景としたGHQの対日占領政策の中にあっても、在日朝鮮人政策については、日本国政府の意志が一定部分反映されることとなった。

GHQは当初、在日朝鮮人を「基本的には解放国民」として扱うが「敗戦（日本）国民」としても扱うとの2重方針で臨んだ。しかし、東西冷戦構造の深化と、戦後いち早く結成された在日朝鮮人団体が左翼的傾向を強めたことから、GHQの方針は次第に「敗戦国民」としての位置付けに比重が置かれるようになった。これには東西冷戦構造とは別に、日本国政府の意志が少なからず反映された。吉田茂首相がマッカーサーに宛てた複数の書簡で明らかのように、当時の日本国政府は、在日朝鮮人を朝鮮半島に送還することを、基本方針に位置付けていた。これは書簡に繰り返し表現された「在日朝鮮人＝共産主義者」という図式以外に、将来予想されるであろう在日朝鮮人に対する戦後責任・戦後補償について、在日朝鮮人を朝鮮半島に送還することによって無にすることができるとの想定による。ここから在日朝鮮人に対する「排外」方針は、戦後在日朝鮮人政策の根幹をなすこととなった。

この時期、日本国政府が在日朝鮮人を日本国民（敗戦国民）として扱おうとしたのは、GHQ占領下における、日本国内の特殊なヒエラルキー（序列）による。GHQは占領下の日本に在住する者を三種の階級に分類して統治した。

この内、連合国民は「戦勝国民」、日本国民は「敗戦国民」であり、「解放国民」は敗戦国による犠牲者であり、明らかに「戦争責任」を負う立場ではなく、補償を受ける立場であった。これらヒエラルキーは、具体的には配給物資の分配方法等の経済的地位にも影響した。東西冷戦構造の深化とともに、GHQの対日政策は当初の民主主義化からアジアにおける反共防波堤としての位置付けに大きく変化した。このため、左翼的傾向が強かった在日朝鮮人運動を抑圧するため、在日朝鮮人を明確に敗戦国民として位置付けた。これは、在日朝鮮人が太平洋戦争を開始し、アジア各国を侵略、植民地化した側に位置付けることを意味する。従って、それまで享受していた配給等の権利も剥奪されることとなった。

さらに、レッドパージの旋風は最初に在日朝鮮人団体に向けられ、団体等規制令適用の第一号は在日朝鮮人連盟およびその傘下団体となった。戦後各地に設立された民族学校は閉鎖され、在日朝鮮人運動は戦後わずかの間に消滅を余儀なくされた。注目すべきは朝鮮人学校閉鎖令の理由である。日本国政府、GHQは、朝鮮人が日本国民である事から、学校教育法上の義務教育の項目が適用されるとして、朝鮮人学校が正規の学校に位置付けられていないため、これに通学することは学校教育法違反であるとの見解に基づき、朝鮮人学校を強制閉鎖し、朝鮮人の子供たちを日本の学校に強制編入させた（事実上は、接收した朝鮮人学校の看板だけを取り替え、公立朝鮮人学校、もしくは公立学校分校とした）のである。しかし、他方日本国籍であるにも関わらず、参政権を停止し、外国人登録令を適用するなど都合主義的に国籍を解釈し、結果として在日朝鮮人から権利を剥奪してきたのである。

日本国民であるにも関わらず、国民としての当然の権利を剥奪するために使われた道具は「戸籍」であった。すなわち、「戸籍法の適用を受けないもの」をあらゆる権利から除外したのである。そもそも本籍地と生活上の権利との間にはなんらの因果関係も存在しないことは明白である。要するに戸籍法の適用云々は理由ではなく、全くの口実に過ぎないのである。これは、在日朝鮮人の権利を剥奪する真の理由が、国籍ではなく、また戸籍でもなく、民族の違いにあることを示している。しかし、民族の違いを表だつた理由にすることは当然のこととして憲法上、倫理上または社会通念上許容されるものではないことから、その都度口実を付け足したに過ぎないものであり、従って国籍差別の真の理由及び本質はレイシズム（人種主義）に基づく民族差別であることは明らかである。

戦後の在日朝鮮人に対する民族差別は、この時期にその原型が確立された。

③ 戦後補償と新たな差別意識

先に見たとおり、日本国政府及びGHQは東西冷戦構造の深化に呼応して、在日朝鮮人の権利を剥奪する方針を採ったため、本来なすべき戦後補償はおろ

か謝罪さえ一切行わなかった。そのため、大半の日本人は戦後になってもなお、在日朝鮮人に対する偏見を改め、正しい歴史認識を持つことはなかった。そのため、日本の敗戦に狂喜し活発に活動を展開する朝鮮人の姿が憎悪の対象として映り、「第3国人」という新たな差別用語さえ生むこととなった。このように日本国政府が国家として在日朝鮮人に対する植民地時代の反省、謝罪、補償を行わなかったことが、日本人の差別意識を払拭する機会を奪う結果となった。このようにして、在日朝鮮人に対する民族差別は、植民地が解放されてもなお戦後に生き続けることとなった。

4 在日コリアンの差別の現状

① 法的地位

外国人としての在日コリアンの在留資格は、戦後さまざまな変遷を経て、今日その大半が特別永住資格を保持するに至った。これは、以前の在留資格に対して比較的改善されたとはいえ、いまだ退去強制の適用対象から除外されていない現実がある。在日コリアンは過去の誤った植民地政策の所産であり、一方的に外国人にされた者たちであるという歴史的認識が法的地位に反映されていないことの現れである。

外国人登録法では、定期的切り替え、違反に対する過重な罰則、登録証の常時携帯義務が未だ課せられている。

また在日コリアンは海外に渡航して日本に戻る際に、再入国許可が必要とされる。そもそも再入国許可とは、初めて日本に入国した外国人が、一旦日本以外の国に渡航し、再び日本に入国する際に適用される制度である。しかし日本に生まれた在日世代にとっては、初めての入国などありえない。また在日1世にとっても、初めての入国は、朝鮮が日本の植民地であった時期にあたり、従って当時は同じ日本国内の移動であり、本人も日本国籍であったことから、再入国許可制度を適用することは全くの矛盾という他ない。

② 帰化制度

在日コリアンは世代を重ねて日本に定住しても、国籍が変わることはない。日本の国籍法は血統主義であるため、幾世代にわたって日本で出生しようとも日本国籍が付与されることはない。日本国籍を取得するためには、帰化の手続きを経なければならない。

帰化とは中国からの外来語であり「外国の王家に心服し服従する」との意味であり、事実その手続きもプライバシーに至るまで徹底的に調査されるため、在日コリアンの中にはその歴史的経緯から、精神的抵抗を覚える者が少なくない。

しかし、在日コリアンは日本国籍であった時代に渡日し、戦後もなお日本国籍を保持していたが、1952年民事局長通達によって本人の意思に関わりな

く、日本国籍から離脱させられた経緯があり、従って在日コリアンは今日もお日本国籍を潜在的に保有しているものと解すべきである。にもかかわらず、再度日本国籍を取得するために帰化の手続きを課することは、在日コリアンの国籍の歴史を無視したものであり、かつ合理性に欠けるといわざるを得ない。

在日コリアンの帰化は国籍が剥奪された1952年から開始され、今日に至るまで累計275,023人（～2003年）が日本国籍を取得した。

1952年の民事局長通達については、日本国憲法第10条及び国際法違反との意見が少なくない。第2次大戦後の欧州各国は、旧植民地出身者に対して国籍の選択権を与え、さらに2重国籍も認めた。その結果、少なくとも日本で見られる国籍に関わる諸問題（公務員採用、就職における国籍条項、外国人登録、出入国管理等）は存在しない。戦後日本の在日朝鮮人政策は、GHQの反共防波堤政策と日本人の排外意識・偏見によってこのように歪められたため、後世にわたって問題を抱え込む結果となった。

③ 参政権

在日コリアンは戦前日本国籍であった時期、参政権を保持していた。しかし、1945年12月衆議院議員選挙法において「戸籍法の適用を受けない者は、当分の間選挙権及び被選挙権を停止する。」との付則がつけられ、1952年日本国籍の剥奪によって参政権は完全に奪われた。

1995年2月28日最高裁判決において、在日コリアンに参政権を付与することは憲法上許容される、との判決が出された。これを契機に全国の多くの自治体で地方参政権を在日コリアンに付与することを求めた議会の意見書が採択され、各政党の動きも活発化したが、今日なお実現していない。

参政権は権利を生み出す権利であり、これが付与されていない状況の中では、在日コリアンの人権の向上は困難であると言わざるを得ない。

④ 援護法， 社会保障 (援護法)，

在日コリアンは太平洋戦争中、日本国民であることを理由に多くの者が戦地に徴兵、徴用された。しかし1952年に制定された援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法，戦傷病者特別援護法）は、国籍，戸籍条項によって在日コリアンを排除した。

朝鮮人の徴兵，徴用数は以下のとおりである。

志願兵 20,664人 1938年2月「朝鮮人陸軍特別志願兵令」

1943年5月「朝鮮人海軍特別志願兵令」

徴兵 186,980人（陸軍軍人）

22,290人（海軍軍人）

1944年4月「朝鮮人徴兵令」

軍属 145,010人 1939年～1945年
復員者 224,600人
死亡、行方不明 約150,000人

なお、戦犯に関しては、援護法の対象外であっても刑の執行の義務を負うとされ（1952年最高裁判決）、執行を免れることはなかった。朝鮮人戦犯の大部分は戦時中東南アジアにおける捕虜監視要員であった。日本軍は捕虜監視要員に多くの朝鮮人を投入したため、BC級戦犯の内、朝鮮人の比率は高くなった。

(年金、生活保護)

1959年、国民年金法が施行されたが、国籍条項（対象を日本国民に限定）が定められたため、在日コリアンは排除された。国民皆年金を目的に制定された国民年金は、それまでの厚生年金が対象としていた被用者（会社員等）以外の事業主、農家等を年金制度に入れることを主眼とした、厚生年金の補完措置であった。国民年金制定以前から存在した厚生年金には国籍条項はなく、在日コリアンにも門戸は開放されていた。しかし厳しい就職差別の結果厚生年金の完備された企業に採用されることは極めて困難であり、従って大半が被用者ではない在日コリアンにこそ国民年金は必要とされたはずであったが、国籍条項のため完全に年金制度から排除される結果となった。

1982年国民年金法が改正され、国籍条項が撤廃されたが、すでに高齢となった者、改正時点で20才を過ぎた障害者は、救済措置がとられなかったため、これ以降も無年金者となった。

(生活保護)

在日コリアンは、就職差別による生活的不安定及び無年金の高齢者、障害者の存在のため、日本人に比して生活保護の受給率は高いとされている。しかし受給率の高い原因が日本社会の差別及び制度上の差別的欠陥にあることが周知されていないため、高い受給率が日本国に迷惑をかけているとの偏見から、在日コリアンに対する差別意識をさらに助長する要因ともなっている。

1946年の旧生活保護法は、内外人平等の原則から外国人にも適用されるとの位置付けであったが、1950年に施行された現行法では、外国人は対象外とされ、在日コリアンにとっては「権利」ではなく「準用」による「恩恵」にすぎないとの見解から、保護に関する処分については「不服申し立て」ができないとされている。

⑤ 就職差別

就職差別は、在日コリアンの生活を不安定にさせる根本要因である。企業が在日コリアンを採用から排除する理由は、主として異質＝異民族の採用が、集団の和を崩壊させるとの偏見によるものである。その具体的な理由の一つに、在日コリアンがスパイ活動を行うとの偏見が存在する。これは旧電電公社（現

NTT、1977年採用開始)や郵便外務職員(1985年採用開始)の採用から、在日コリアンを排除するための「理由」となっていた。要するに各々の職場に通信、電波を管理する部門があり、これを利用してスパイ活動を行う恐れがあるというものであった。

1990年代後半から就職に際しての応募用紙から「本籍地欄」が削除され始めた。在日コリアンの場合これに国籍を記入することになっていた。さらに住民票(外国人の場合は外国人登録記載事項証明書)の提出を求めない企業が増加したことから、応募用紙に日本名のみを記載した場合、採用する側は在日コリアンであることがわからないシステムとなった。この結果大企業にも在日コリアンの採用が徐々に増え始めてきた。しかし、このようなシステムへの変更は、主として部落差別を規制しようとする労働行政の指導による結果であり、在日コリアンの就職差別を撤廃することを目的としたものではない。従って企業の在日コリアンに対する差別意識が変革されたわけではなく、就職後に在日コリアンである事がわかった場合、職場から排除されることも少なくないことから、当事者は極度なまでの緊張感をもって自らの出自を隠そうと努力する。

このように、今日の就職差別は、就職するに際しての本名の記載及び就職後の職場内でのアイデンティティーの擁護に問題の比重が移動しつつある。

このような状況の中、それでもなお本名で就労する在日コリアンは、極めてまれであり、職場内外で常に差別にさらされる精神的緊張には想像を絶するものがある。しかし少数とはいえ、厳しい差別環境の下、本名で就労することは、それ自体が職場や地域社会における貴重な人権啓発であり、日本社会の国際化に貢献する重要な存在であるといえる。

⑥ 本名と同化

在日コリアンの圧倒的多数は日常日本名で生活している。

1939年の朝鮮民事令による創氏改名によって在日コリアンは日本名への変更を余儀なくされた。朝鮮人の姓名は儒教の厳格な伝統の下に置かれ、姓の変更はありえず、名前のつけ方も厳格に規定されている。これは朝鮮独自の家族制度に由来しており、これを崩すことは祖先を尊ぶ民族文化の崩壊を意味すると考えられている。

にもかかわらず、朝鮮総督府が創氏改名を断行した理由は、朝鮮人を同化(日本人化)させることにあった。これは、朝鮮人の独立運動を根絶するために、朝鮮人から民族意識を喪失させ、日本人化させることを目的としたものである。朝鮮人の激しい抵抗を押さえるため、朝鮮総督府は創氏改名に従わない者に厳しい弾圧で臨んだ。改名しなければ就労や役所の手続きさえできなくさせたため、当時の朝鮮人は、やむを得ずこれに従う他なかった。戦後朝鮮民事令は廃止され、在日コリアンの多くは本名に戻ったが、再び日本での生活が長期化する中で、日本名が再び増加した。その理由は次のとおりである。①法的規制は

なくなったものの、就労、事業、契約、近隣関係等において、本名では地域社会から排除され、生活が困難となる。②朝鮮人学校の閉鎖によって在日コリアンの子どもたちが日本の学校に通うようになり、周囲のいじめ、差別から身を守るため、日本名に変える子どもたちが増加した。③日本生まれの在日世代の多くが、日本の学校に通い、在日コリアンの歴史や文化を学ぶ機会を得ることができず、また周囲の偏見にさらされることによって、民族を卑下し、自ら本名を避ける傾向が生まれた。以上のように本名を名乗ることを阻む社会的要因としての民族差別が、戦前と基本的に変わることなく連綿と続いていたことが原因であり、それは今日においても変わることはない。

第3 被告発言の差別性

1 民族差別の形成史

在日コリアンに対する日本人の差別意識は、基本的には韓国併合、即ち朝鮮を植民地支配したことに起因する。江戸時代までの日本人の朝鮮観は、概ね友好的であった。明治に入って日本は富国強兵政策を強力に推進し、弱小国家から強大国家への道を目指した。その思想背景を成したのは脱亜入欧思想であった。アジアから脱し欧米の仲間入りを果たすというこの考えは、アジア諸国が欧米列強の植民地にされていたため、日本の独立を守るための選択であった。しかし他方、アジア諸国に対する蔑視の萌芽をも形成することとなった。日清、日露両大戦の勝利は、当時の日本人に大国意識を形成させた。さらに、これに続く韓国併合によって、朝鮮人に対する優越意識を形成させた。

アジア蔑視と大国意識、そして朝鮮に対する優越意識が形成されても、なお一般の日本人にとって朝鮮人は遠い存在であり、具体的なイメージはまだ形成されていなかった。その後、土地調査事業によって大量の失業者が朝鮮に蔓延し、他方好景気による労働力不足が深刻化していた日本の産業状況が合致し、日本に職を求めて渡る朝鮮人が急増した。しかし、彼（女）らの日本における生活は、極めて劣悪であり、各地に出現した朝鮮人集落は周囲の日本人に嫌悪感を持たせ、以前からあったアジア蔑視、対朝鮮優越意識とあいまって、今日における偏見、差別意識を形成させることとなったのである。

2 日本人の朝鮮人観

歴史的に形成された日本人の朝鮮人観は概ね以下のとおりである。

- ① 朝鮮人を独自の価値ある民族とみなさない。在日コリアンについては外国人でもなく、日本人でもない亜流日本人または二級国民との考え。
- ② 在日コリアンは、日本人として生きるべきであるとする同化意識。
- ③ 朝鮮に対する植民地支配についての罪悪感、責任感の欠如。恩恵を与えたとする意識の存在。
- ④ 朝鮮人に対する優越感、蔑視感、差別意識。

現在の民族差別意識の特徴は、以下のとおりである。

- ① 韓国と北朝鮮を区別する傾向。韓国に対しては竹島問題や靖国問題等による嫌韓感情はあるが、概ね比較的良好。対して、北朝鮮については拉致問題以来憎悪感情が高まっている。
- ② 在日コリアンの国籍、韓国や北朝鮮と在日コリアンとの関係に関する知識が極端に不足していることから、特に北朝鮮と日本との間に摩擦が起きた場合、在日コリアンに対する差別感情が昂揚する傾向がある。

3 被告発言の差別性について

- ① 「これ何人や。これどういう意味や。どういうこっちゃ。ようこんな名刺出すなあ」

被告が「何人や」「どういう意味や」と敢えて問い返し、本名が記載された名刺を出すことを非難しているのは、コリアンと日本人が対等ではないという認識が背景に存在することを意味している。また、にも関わらず、堂々とコリアンであることを示すことが、対等ではないことを真っ向から否定されていると受け止めたため、激高したものである。飼い犬が「人間様」のような振る舞いをしたことに対する仕打ちと同様の意識である。

要するに日本人とコリアンは対等、平等ではないという意識の顕れである。

- ② 「北朝鮮に金なんぼ送ってんねん」「おまえのような人間がいるから拉致の問題が起こるんや」

前述したように、在日コリアンの中に北朝鮮の国民はいない。北朝鮮を支持する朝鮮総連の幹部であっても、北朝鮮に国民登録されているものは皆無に等しい。しかも拉致問題は、北朝鮮の国家による犯罪であって、朝鮮民族総体の問題ではない。にもかかわらず在日コリアンにその責任を負わせるという発想は、民族差別の典型例といえる。在日コリアンが北朝鮮に送金するのは、北朝鮮に戦後渡った家族の生活を援助するためであり、在日コリアンもまた、現在の北朝鮮国家の犠牲者である。

従来から、在日コリアンに対する差別の多くは、個人の問題を民族全体の責任に帰する、ステレオタイプの発想から生じてきた。在日コリアン個人が犯した犯罪を捉えて、在日コリアン全体が犯罪者集団であるかのように決め付ける考えであり、これは全ての差別に共通する。第2次大戦中、アメリカ政府が日系人を強制収容したのも、民族、人種をステレオタイプ視したことから始まった。ちなみに、アメリカ政府は、同じ枢軸国であるはずのドイツ人、イタリア人は強制収容していない。ステレオタイプ視の根底に、日本人に対する偏見が存在していたことの証左である。

- ③ 「積水ハウスという看板（社名）とこの（ハングル）名前を一緒に載せると

は喧嘩を売っているのか。これは挑戦状やないか。」

ハンゲルの名前を、日本を代表するハウスメーカー（売上高業界1位）である積水ハウスの名刺に載せることは、日本人として許せない、という考えである。仮に零細企業であったなら、敢えて爛に触ることもなかったはずである。在日コリアンと日本人は、あくまでも対等・平等であってはならない、という差別意識の顕れである。「挑戦状」とは、「不平等であるべき当然の秩序」に真っ向から歯向かうという意味である。

- ④「名刺が気に入らん。名前の一番上に書いてあるのが気に入らん。もっと小さくこの辺に小さく書け。」

本名を堂々と名刺に記載することが許せない、とする考えである。ハンゲルはなおさらということである。これは、前述したように対等であってはならないという考えとともに、単一民族志向による同化意識が根底に存在する。単一民族志向とは、日本は永年ひとつの民族で構成されてきたから、今日のような平和で豊かな国ができた。異民族が流入すると平和で豊かな秩序が乱れる。従って異民族は排除するか、あるいは日本人に同化させるべきであるとする考えである。

従って、本名（民族名）を露わにすることが、守るべき日本の秩序を破壊することと映るのである。

同化することが当然とする意識は、以下のような後半の部分のやりとりにも明確に顕れている。

原告「このハンゲルを取ればいいのですね。」

被告「あたりまえやろう。」

原告「日本名に変えるようにします。」

被告「それ常識やないか。」

ちなみに、単一民族志向と同化意識は、今日の国際化・グローバル化の時代であって、日本が克服すべき重要な課題であるとされている。

- ⑤「国籍とは、どこの国に忠誠を誓うかと言う意味や。もし北朝鮮と日本が戦争になったら、おまえは敵やないか。積水ハウスはそういう人を雇っているのは朝鮮総連に建物を建てて貰ったからやろう。何かメリットがなければ雇っている筈がない。」

日本を代表する企業が在日コリアンを採用するはずがないし、また採用すべきでないとする考えであり、就職差別は当然とするものである。明らかに憲法14条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下国際津田尚廣2）人権B規約という）26条、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下人種差別撤廃条約という）5条、職業安定法3条の精神に違反する行為である。

仮に被告が想定するように、北朝鮮と日本が戦争になっても、在日コリアン全体が北朝鮮に味方することはありえない。在日コリアンの圧倒的多数は日本生まれの世代であり、むしろ戦争そのものに反対する者が多数を占めることが想定される。

ちなみに、第2次大戦中、アメリカで強制収容された日系人は、戦後の調査でアメリカに対する謀略活動を行ったとするいかなる証拠も発見されなかったことが判明した。そのため1980年代に入ってレーガン大統領が政府を代表して謝罪し、後に補償法が制定された。

⑥ 被告は、工事代金請求のために電話を入れた森に対して、大要以下の通り返答している。

I 3月18日（金） 20時30分から21時15分

ア 所長が連絡してきて、話し（差別発言の件）がこうなっているため、支払いの話しはペンディングだ。

イ 所長から連絡（差別発言の件）をしてきて、こちらを脅している。

ウ 積水ハウスはホームページを見ると、「CS・お客様第一」というているが、「人権第一」のやり方である。

エ 10年くらい前に、本件マンション（被告所有のマンション）のリフォーム工事を地場の在日コリアンの工事店に発注したが、工事はずさんで、店舗に大変迷惑をかけたため、弁護士沙汰になり、大迷惑した。

II 4月4日（月） 19時から19時20分

ア あの話し（差別発言の件）はどうなったのか。その後何も言っていないが。これで終わりなら、実務の方へ話しを移行したい。そうでなければ、前回工事分（支払いの件）はストップする。裁判でもやるのであれば、こちらもやる。

イ 韓国人は差別主義者で、日本人は平等主義者である。

この発言に見られるように、被告は、本来関係のない工事費の支払いを差別発言にリンクさせ、なおも差別的発言を行っている。

一般的に民族差別は、利害が関わった場合に生じやすい。最初の差別発言の際も、一見何ら脈絡のないところで見られているように見える。しかし、被告の差別発言の動機は工事費の支払交渉を有利にすすめることにあった。即ち、日本社会一般に存在する在日コリアンに対する民族差別を利用して、積水が在日コリアンを採用し、かつ被告の担当に配置したことで引き換えに、支払い額を減額させようとしたのである。

事実、3月18日と4月4日いずれの場合も、森が工事費の支払いの件で電話し、値引きがこれ以上できない旨を伝えた後に、差別発言の話しを自ら持ち出しているのである。

また、2月24日の発言に見られるように、被告が在日コリアンを北朝鮮のスパイに繋がる者と見るのは、そもそも在日コリアンに対する偏見が意識の根底に存在するからに他ならない。

また、依頼した工事店の仕事はずさんであったとしても、そのことと在日コリアンであることには、何らの因果関係も存在しない。悪いことは、即座に在日コリアンに結びつける発想こそ差別と偏見の典型というべきである。

4 まとめ

① 以上見たように、被告の発言は、在日コリアンが日本人と平等であってはならないという明らかな差別意識を背景に、在日コリアンを日本社会から放逐するか、あるいは日本人外の日本人として、民族を隠して日陰に生きることを強要するものであり、在日コリアンの人間性を否定するものである。

② 被告発言の背景には、上述したような在日コリアンの歴史性と今日における社会性が厳然と存在する。従って、被告発言は個人的な侮辱を越えて、社会的差別を構成するに十分な要素を包含している。

③ 被告の発言は、第3者が存在する中で、発せられたもので、その言い方は悪意に満ちており、原告の心情を著しく傷つけるものであった。

一般的な中傷とは異なり、民族差別発言は、日本人には到底理解しがたいまでの心の傷を負わせる。なぜなら、被告発言の対象は原告個人にとどまることなく、在日コリアン全体に及ぶものであり、従って原告を始めとする在日コリアン当事者にとってみれば、自分の父母、兄弟をも侮辱されているものと受け止めざるをえないのである。ここに差別発言を行う日本人と在日コリアンとの間における認識の落差が存在する。一般的に発言する側は発言対象たる特定の個人を意識するが、発言の客観的效果、すなわち民族全体が対象となっていることに気づくことはない。自分の家族を始めとした、民族全体を侮辱されたときの当事者の心情には、なおさら耐えがたいものがある。

教育においては、差別発言を原因とした不登校、非行の事例は数多く報告されており、精神的障害に至るケースも少なくない。また自殺を図り、逆に相手に殺意を抱くケースもある。

今は亡き原告の父母は、戦前に渡日した在日1世であり、上述した在日コリアンの苦難の歴史を生き、原告を育てあげた。しかし、原告は他の在日コリアン2世の大半がそうであったように、自分を朝鮮人に生んだ父母を疎ましく思い、侮辱感すら覚えたのである。周囲の日本人が抱く朝鮮人に対する差別感情は、社会意識として存在するがゆえに、日本で育った在日コリアン当事者の意識をも、このように規定する。その結果在日コリアン2世の多く

は、自らの民族を卑下し、そこからの逃避を図る。より日本人らしく振る舞い、より朝鮮人から遠ざかろうと、ひたすら努力するときに、1世の父母は疎ましいだけの存在でしかない。しかし、多くの場合、父母が亡くなってから初めて自らの父母に対する所業の罪悪を自覚し、重い十字架を背負うのである。従って、被告発言は本人が意識していないとしても、原告にとっては亡き父母までをも愚弄するものとなる。

以上の観点から、被告発言は原告に、二重の精神的苦痛を強いたのである。

- ④ 被告は自らの差別発言について、原告の上司である所長から、電話が入ったこととらえて、この問題（差別発言について、会社が問題視していること）が片付くまで、工事の支払いはストップする旨を、電話で森に通告している。

被告は、当初から工事費を減額することを目的に、差別発言を行ったものであり、無意識の偶然によるものではない。従って、被告の差別発言は極めて悪質という他ない。

- ⑤ 被告の差別発言は、一見北朝鮮に対する反感が、在日コリアンに向けられた単なる誤解に見えなくもない。しかし、本件マンションのリフォームに関する発言で明らかなように、被告はそもそも在日コリアンに対する偏見を抱いていたのであり、北朝鮮問題は発言の単なる契機に過ぎないのである。

- ⑥ 差別を具体的に規定する法体系は日本に存在しない。しかし、日本国憲法、国際人権B規約、人種差別撤廃条約は差別を禁止し、かつ、後者の条約は、差別の基本概念について明記している。

日本国憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、国際人権B規約26条は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と定めている。また人種差別撤廃条約第1部（実体規定）第1条（人種差別の定義）1項において「この条約において、『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系（門地）又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と差別を規定する。被告の発言はまさに「民族的若しくは種族的出身」にもとづく「区別、排除、制限」を主張するもの

であり「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使すること」を「害する」行為にはかならない。

- ⑦ ところで、私人相互の関係について、憲法14条1項、国際人権B規約、人種差別撤廃条約等が直接適用されることがないとしても、私人の行為によって他の私人の基本的な自由や平等が具体的に侵害され又はそのおそれがあり、かつ、それが社会的に許容しうる限度を超えていると評価されるときは、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等により、私人による個人の基本的な自由や平等に対する侵害を無効ないし違法として私人の利益を保護すべきである。そして、憲法14条1項、国際人権B規約及び人種差別撤廃条約は、前記のような私法の諸規定の解釈にあたっての基準の一つとなりうる。

これを本件について見てみると、被告の発言は、いかなる意味においても差別の合理性を根拠づけることはできないのであって、憲法14条1項、国際人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、私人間においても排斥されるべき国籍ないし人種に基く差別にあたるというべきである。

- ⑧ したがって、原告は在日コリアンであるということを理由に不当に差別されることによって人格権を侵害され、精神的苦痛を受けたものといえるから、被告は原告に対し、民法709条、同法710条に基づき損害賠償責任を負い、原告の被った精神的苦痛を慰謝するには少なくとも300万円を支払う義務が被告にあるというべきである。また、被告の差別発言によって原告の在日コリアンとしての人格的価値について社会から受ける客観的評価すなわち社会的名誉が毀損されたことは明かであって、被告には謝罪広告をする義務がある。

- ⑨ よって、原告は、被告に対して、請求の趣旨記載の本訴訟を申し立てた次第である。

謝罪広告目録

1 広告文

(1) 見出し

謝罪広告

(2) 本文（ただし、日付は広告掲載の日とする。）

私は、間違った認識により、ハングル使用の名刺を見て北朝鮮のスパイと決め付けたこと、在日コリアンの本名使用を否定したこと及び偏見による民族差別をしたことについて、徐文平氏及びすべての在日コリアンに対し謝罪します。これからは、在日コリアンの歴史的経緯や今日の実態や思いに学び、民族差別のない社会になるよう努力します。

年 月 日

○○○○○○○○○○ (被告)

徐文平氏

2 掲載条件

(1) 掲載条件

ア 縦 2段

イ 横 10センチメートル

(2) 活字の大きさ

前記紙面に見出し及び本文を掲載し得る範囲で最大限の活字